

令和3年度 公益財団法人北九州産業学術推進機構  
産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業

公益財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）は、産業用ロボット等をはじめとした先端設備の活用が進んでいない分野及び工程（未活用領域）への産業用ロボット等の導入・実証による課題解決モデルの創出を行う北九州市内の中小ものづくり企業に対し、産業用ロボット等の導入に要する費用の一部を補助します。

1 補助対象者

北九州市内に事業所を有する者のうち、次の全てに該当するものとします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の1号から4号に規定する中小企業者であり、製造業に属する事業を含むもの。
- (2) 専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成し、又は作成を予定しているもの。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団でないこと、また暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

2 補助対象事業

北九州市内の事業所において、生産性の向上を図ることを目的に、未活用領域への産業用ロボット等の導入・実証を行うとともに、産業用ロボット等の導入による課題解決モデルの創出を行う事業とします。

3 補助対象経費及び補助率、補助金額

補助対象の経費区分	内 容	補助率及び補助金額
人件費※	ロボットシステムの実証に従事する者の作業時間に対する人件費	対象経費の2/3以内
外注費	システムインテグレーター企業（S I e r 企業）等によるシステム設計、試作・検証、構築・導入支援に要する費用	
物品購入費	ロボットならびにその周辺機器等の購入費用	1件あたり800万円上限
その他	上記に掲げる費用の他、FAIS理事長が特に必要と認める経費	

※但し、人件費に充当できる補助金額は補助金額全体の10分の2以内とします。

4 補助対象期間

交付決定の日から令和4年2月28日までとします。

5 申請期間

令和3年8月2日（月）～令和3年10月15日（金） ※募集期間を延長しています

※ 本補助事業についての詳細は  
下記ホームページをご確認ください。

<https://www.ksrp.or.jp/fais/robot/grant.html>



6 問い合わせ先

公益財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）  
ロボット技術センター 担当：中村・佐藤  
〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1  
TEL(093)695-3085 FAX(093)695-3525

